

## 福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止調査委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規則（以下「不正防止規則」という。）第14条及び第17条に基づき、福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 設置する委員会は、次に掲げる委員会とする。

- (1) 予備調査委員会
- (2) 本調査委員会

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 2 予備調査委員会 学長が指名する者 3名
- 3 本調査委員会
  - (1) 学長が指名する者 2名
  - (2) 研究分野の知見を有する者 1名
  - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名
- 4 本調査委員会委員の半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会は、構成委員の3分の2の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

### (事務)

第7条 委員会に関する事務は、庶務課において行う。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月25日から施行する。